

宇治市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和4年5月26日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和4年3月28日（宇治市監査委員公表第6号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 産業地域振興部 観光振興課

監査期間 令和4年1月5日～令和4年2月18日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	<p>指定管理料の算定について</p> <p>宇治市市営茶室及び宇治市観光センターの指定管理料に費用の混在が見受けられた。施設毎の管理費用を精査され、仕様書を改善されたい。</p>	<p>委託者及び受託者間において令和4年3月1日に委託契約書の再確認を行いました。現在の指定管理の期間は令和5年3月31日までのため、次回の指定管理者の選定時に委託契約書の業務範囲が適正となるよう、各委託費用も確認の上、協議を行います。</p>
2	<p>指定管理者に対する指導等について</p> <p>指定管理者に一部指摘事項が見受けられたので、適正な施設管理事務が執行されるよう、指定管理者に対する指導を徹底されたい。</p>	<p>委託者及び受託者間において令和4年3月1日に委託契約書の再確認を行い、仕様書等に基づき、適切な施設管理業務に努めるよう、委託者から受託者へ指導を行いました。</p>